

令和3年度
農地等利用最適化推進施策の改善に関する
意見書

伊達市農業委員会

令和3年度 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見

日本の農業・農村は、国民に食料を安定的に供給し、食品等の関連産業とともに地域経済を支える重要な役割を担っております。また、高品質な農産物を生産する技術、持続性に優れた生産農地である水田、世界に評価される伝統的な食文化、美しい農村風景など、すばらしい潜在力も有しております。伊達市におきましても、これまで継承されてきた農業や農地、農産物など誇れるものであります。

しかし、将来を見据えると、農業・農村をめぐる環境は極めて厳しい状況であり、農業従事者の高齢化や後継者不足、さらには度重なる災害等によっても、農地の荒廃が進み、次世代への農業経営や生産技術、そして、農業の根幹である農地においても伝承できなくなることが危惧されます。

これに対して、伊達市におかれましても、様々な対策に取り組まれており、その一つである「人・農地プラン」の作成は、農地を誰にどのように集積・集約化していくか、その集落で計画され、農地利用の最適化等の将来像を描くものであり、有効な対策として期待するものであります。我々、伊達市農業委員会におきましても、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員が、各集落での話し合いに積極的に関与し、農業・農村という財産を次世代に引き継いでいくため、尽力していく所存であります。

つきましては、伊達市農業・農村を、農家や担い手が継承していくことが出来るよう、令和3年度の予算編成及び各種施策の推進にあたり、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき意見を提出いたします。

令和2年10月22日

伊達市長 須田 博行 様

伊達市農業委員会
会長 清野 直人

令和3年度 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見項目

1 耕作放棄地の発生防止・解消対策について

農業委員会では、農地の有効利用に向け、利用状況調査（農地法第30条）及び利用意向調査（農地法第32条）を実施し、指導から勧告まで行っています。

しかし、現在の農業実態は、就業者の高齢化や担い手不足による労働力の減少により、遊休農地が増加している状況にあります。

- (1) 農地利用の最適化を推進するため、「人・農地プラン」をはじめとする地域での話し合いなどに積極的に関与・参画し、さらに、地域会合時の賄いなどを補助することで、円滑な話し合いを促進し、目指すべき地域農業の将来像の明確化、担い手への農地集積や耕作放棄地の発生防止等に対する方策を講じるべきと考えます。
- (2) 農地集積にかかる貸し手、借り手のメリットを明確にし、双方に対する支援の充実を図り、耕作放棄地を解消した際の補助金の上乗せ等、積極的に調整を行うための方策を講じるべきと考えます。

2 農業後継者、担い手支援について

担い手の経営安定には、農業所得の安定収入が不可欠であることから、収入減少による影響を極力抑える経営所得安定対策等が必要であります。

- (1) 燃油・肥料等の価格が高騰した際には、農家の実質負担が大きく増加することから、資材の効率的な利用・低コスト化への取り組みに対する支援を行うとともに、買取米の概算金の上乗せを行うなど、農業経営及び運転資金に対する支援の充実を図るべきと考えます。
- (2) 災害や気候変動等により、収入が大きく減少した場合の農家への所得補償として、収入保険の利用を図り、その推進として、掛金の補助を行うなど、農家が継続した営農ができるよう支援を図るべきと考えます。
- (3) 認定農業者等の養成や就農者に対する報奨金制度、実践的研修の場を提供する等、新規就農者及び後継者の確保に努めるべきと考えます。
- (4) 意欲ある農業経営として、積極的に農産物生産、加工、直売、6次産業化等の取り組みを行う者に対し、育成と支援を行うべきと考えます。
- (5) 伊達市農業の継承のために、農業後継者の結婚支援等、市独自の農業後継者対策や新規就農者支援を行うべきと考えます。

3 原子力災害対策について

東京電力福島第一原子力発電所の一刻も早い事故処理と、被害に対する損害賠償、生産販売のみならず生活再建、農業経営再開も含め、支払われていない賠償金の早急な支払いと長期的な視点での十分な賠償は、東京電力と国が責任を持って行うべきものであります。

- (1) 安心して営農できるよう、放射能に汚染された農地やため池、水路等の除染、その除染作業で排出された汚染廃棄物の処分、及び継続的なモニタリング調査を実施するよう東京電力と国へ強く働きかけを行うべきと考えます。
- (2) 農家・生産団体等が安全な農産物を生産・販売ができるように、市長によるトップセールスはもとより、学校給食に地場食材の利用を拡大するなどの手立てを講じながら風評被害を払拭し、消費者が安心して食することができるための支援を行うべきと考えます。

4 鳥獣被害防止対策について

農作物の鳥獣被害が年々増加している状況で、市においては捕獲隊や捕獲檻の設置等により駆除対策が講じられているところです。

しかし、サルによる被害も深刻化するなど、このような対策だけでは完全に被害を防止することはできず、営農意欲の減退による農業経営の廃止や、耕作放棄地の拡大など、地域営農全体が阻害されるものであります。

- (1) 総合的な駆除対策を図るため、捕獲駆除計画の策定や捕獲隊員の継続や後継者確保のための具体的方策の検討・支援をすべきと考えます。
- (2) 焼却・埋設施設の整備や電気柵・メッシュ柵の設置については、補助要件を緩和し、国に対して補助金の増額を要請すべきと考えます。また、捕獲檻・くくりわな等の設置については、補助金の増額をすべきと考えます。

5 防災・減災対策について

昨年度の台風第19号による被害の早期復旧に取り組むことはもちろん、今後、大雨による氾濫を防ぐため、河川・ため池等の堤体や堆積土砂の定期的な管理等による国や県と連携した防災・減災対策が必要です。

- (1) 河川やため池は、大雨や台風が発生するたびに土砂が堆積し水深が浅くなることから、堤体の点検・改修、定期的な土砂の撤去が必要と考えます。
- (2) 万が一の河川氾濫に備え、ハザードマップにおける危険区域からの農業用施設等の移転の推進及び費用の補助について検討すべきと考えます。

6 モモ穿孔細菌病対策について

今年のモモせん孔細菌病は、例年に比べ発生率が高く、過去の感染の中でも、最も大きな被害となっております。現在においては、特効薬もない状況です。他市町村でも感染が拡がっており、今年の気象条件により悪化したとも考えられています。

- (1) 特効薬がない今、現在の薬剤散布による防除に頼るしかなく、モモ穿孔細菌病の発生が年々多大になっていることから、防除の効果に対して負担が大きくなっています。このため、防除にかかる費用の補助率を引き上げ、伊達市特産物である桃を生産していくための支援が必要と考えます。
- (2) 早期に効果ある薬剤の開発が待たれるところであり、開発後の早期導入への支援を検討すべきと考えます。